

Insurance alert

IASB/FASB Board Meeting-Insurance contracts PwC Summary of meeting –January 18-19, 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASBおよびFASBの暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASBのAction AlertおよびIASBのObserver Noteにおいて公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASBおよびFASBの決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

IASBとFASBは合同の審議会を2011年1月18日および19日に開催し、スタッフは、コメントレター、12月に3回開催されたラウンドテーブル、および、審議会のメンバーおよびスタッフによる各種のアウトリーチ・ミーティングからIASBの公開草案およびFASBの予備的見解に関するコメントの要約を公表した。スタッフにより認識された、再審議において最も時間を必要とすると考えている重大な論点は、損益のボラティリティ、割引率、残余マージンと複合マージンアプローチ、残余もしくは複合マージンの再測定、アンバンドリング、表示、および短期契約に関する簡便法を含んでいる。

スタッフの要約に加えて、審議会のメンバーから再審議の方法を中心とした多くの興味深いコメントがされた。多くの他の審議会のメンバーが、審議会は測定モデルに集中して議論するべきであるとの示唆をおこなったのに対して、FASB議長は、おそらく「表示」が残りの論点の議論の場を設定するための中心的な論点として機能するかもしれない点を示唆した。一名のIASBのメンバーは、回答者のコメントに関して、主要な論点について何らかの一つの方向性をもった多数派の見解がなく、その代わりに強固な少数の見解があり、両審議会に対して解決策を提案するという点に関して、スタッフの作業は困難であるとの見解を述べた。

両審議会が主要な範囲における両審議会の間での相違点に関して認識し、調整するように試みるべきであるとの提案がされた時、スタッフは明示的リスク調整と複合マージンアプローチが(双方の審議会内においても見解が分かれていることを認識しているため)最も重要な差異であるとの提案を行った。しかし、一名のFASBのメンバーは、二番目の主要な差異は、FASBがビルディング・ブロック・アプローチと短期契約に関する異なるモデルの二つの別のモデルを適用する方向に向いている点である、と述べた。IASBは、後者については、ビルディング・ブロック・アプローチのみなし計算であると考えている。両審議会は、業界の観点から考える他の主要な領域は、測定モデルが正確に保険者のビジネスモデルを反映しているかという点にあることに同意している。この観点については、両審議会は、負債の性質に適合しない割引率および投資資産に関連する測定や報告の方法と整合性のない測定や報告の方法について懸念を表わしている点が重要であることに同意している。

公開草案に対する回答者が、割引率は、審議会でも取り扱うべき重要な論点であると認識していたため、両審議会は、割引率に関する教育セッションを行った。審議会は、割引率に関する3つの代替的な提案を説明するために、外部から説明者を招待した。保険契約の公開草案においては、割引率の決定に関してボトムアップ・アプローチが提案されているにもかかわらず、三人の説明者は、トップダウン・アプローチの提案をしている提案者の中から選ばれた。今回は教育セッションであるため、何の決定も行われなかった。

コメントの要約に関する検討

日程

スタッフは、両審議会が一つに収斂されたグローバルな基準を作成するためには、両審議会において、相違がある論点について集中して議論すべきことについて、多くの回答者が推奨していることを説明した。スタッフは、回答者が提案の評価およびフィールドテストには時間が不十分であることに懸念を表しており、いくつかのコメントでは、より包括的なフィールドテストおよび潜在的な再公開草案の期間の必要性が提案されているとの説明を行った。多くは、開発に関するコストを見積もることは困難であるとしている。そして、3年から6年の期間が必要であると見積もっていることを説明した。プロジェクトは13年にもおよび、フェーズIIは、当初は短期間のプロジェクトを予定していたが、現在は期間が延長され6年を超える(最終的な基準となるには、9年を超える)ことにより、一名のIASBのメンバーは、プロジェクトの日程の延長に反対した。彼は、多くの利用者は、特に生命保険においてグローバルな保険に関する財務報告の開発の早急な必要性を表明していた、と述べた。さらに、IFRSを適用する保険者は、保険者の財務的な結果の困難さにより、資本市場において公平な取り扱いがなされていないという考えを表明していた。

ビルディング・ブロック・アプローチ

ビルディング・ブロック・アプローチの採用については、一般的に賛同を得ており、そして、回答者は履行価値の目的が、従来のIASBによる現在出口価値アプローチからの改善であると考えていると、スタッフは説明した。回答者によりコメントされた3つの主要な論点は、予想キャッシュ・フローに含まれるコストの範囲、確率で加重したキャッシュ・フローの利用についての要件、およびモデルに含むべき契約獲得費用のタイプを含んでいる。いくつかの回答者は、間接費は、予想キャッシュ・フローに含まれるべきであるとのコメントをしている。その根拠は、これらのコストは、保険料率の設定において含まれており、そして、内在的に残余マージンに含めるよりもむしろ予想キャッシュ・フローに反映する方がより正確に反映されると考えられているからである。審議会のメンバーの一名は、より多くの間接費を第一のビルディング・ブロックに含めることは、損益計算書の表示に、よりプレッシャーを与える、と述べた。多くの回答者は、契約獲得費用の定義の範囲が狭すぎると考えており、そして、ポートフォリオレベルではなく、むしろ、契約単位での増分コストに限定することに反対している。多くの回答者は、確率で加重されたキャッシュ・フローの原則を支持しているが、その目的が統計上の平均に達するべきであることをガイダンスが明確化すべきであり、完全な確率論的なアプローチおよび発生確率の低いシナリオのすべてを考慮することはすべての事象に対して必要ではなく、他の方法の利用も可能であると考えている。発生確率は低い、損害が多額に及ぶ保険事象に関して確率論的なアプローチの適用は困難であるとするコメントもある。

割引率

いくつかの保険者は、個別論点としては割引率が最も重要であると考えていると、スタッフは説明した。多くの生命保険者は、市場の割引率の変化による保険負債の短期の変動は、ビジネスモデルを反映していないと考える。多くは、提案されたリスクフリー金利に流動性の調整を加えた割引率は、負債の性質を適切に反映しているとは考えていない。多くは、保険者の不履行リスクを除くことに同意しているが、その代わりに、信用力の高い社債の利率のように(特定の負債の信用力の価格ではなく)信用力の市場価格を含んでいる金利を適用することを提案している回答者もいる。その他には、資産を基礎とした割引率、不履行を調整した利回りが提案されている。利用者を含む多くが、流動性調整の実行可能性、目的適合性および比較可能性について懸念を表わしている。

米国における多くの損害保険会社は、割引の追加的なコストと結果が、自動車の物理的損害や健康保険のような短い支払期間を有する損害保険契約の補償における成果を過大視していると考えていると、FASBのスタッフは述べた。加えて、アスベストおよび製造物責任のようにいくつかのロングテールの商品は、キャッシュ・フローの金額とタイミングが予想し難く、割引には適切ではなく、限定された状況においてのみキャッシュ・フローは固定され信頼性のある決定ができる。IASBのメンバーは、この見解は、米国における見解か、それともヨーロッパの会社も同様の見解であるか確認を行った。FASBのスタッフは、オーストラリア、カナダ、日本についてはすでに損害保険の保険契約に関する準備金は割引かれている、との回答を行い、そして、IASBのスタッフは、多くの欧州の損害保険の元受会社および再保険会社は、割引の適用に関しては同意している、と回答をした。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

リスク調整

多くの米国の保険者といくつかの日本の生命保険会社が有名な例外ではあるが、世界的に多くの回答者は、複合マージンアプローチではなく明示的リスク調整アプローチを好んでいることを、スタッフは説明した。米国の利用者は米国の保険者の見解に従う傾向がある。支持者は、明示的なリスク調整が、保険リスクの直近の測定を可能とし、それゆえ、より透明性の高いかつ利用価値も高く、ヨーロッパで提案されているソルベンシー II の要件とも整合的であり、既にオーストラリアおよびカナダを含む幾つかの地域において測定されている、と述べた。詳細な条件については不同意が見受けられる。リスク調整は 3 つの規定された方法に限定されるべきではなく、信頼水準に関する開示についてその利用価値はなく、かつコスト効率性のない情報であるとの議論がある。明示的リスク調整への反対者は、リスク調整の設定に関するコストの発生、主観性、操作可能性および比較可能性がない傾向がある点、また観察可能ではなく、そして、それゆえ検証が可能でない点、そして履行価値アプローチと整合的ではないと理解している。

残余マージンの再測定

残余マージンおよび複合マージンの再測定に関して、回答者からの提案は、マージンをビルディング・ブロックの見積りが事後的に改訂された際に再構築するか、または、非金融および金融インプットの変化により生じる当期の損失に対応するショックアブソーバーとして利用するか、である。マージンのロック・インは、現在価値の考え方とは整合していない。FASB スタッフは、IASB スタッフのコメントと同じであることに言及し、マージンの開放による将来の期間の利益を伴う当年度の損失を回避するために、少なくとも、非金融項目の見積りについては、複合マージンはショックアブソーバーとして利用される、と述べた。IASB のメンバーの数人は、マージンはこのモデルにおけるビルディング・ブロックの変動を吸収するために設計されたものではない、と述べた。そして一名からは、もし、そのように取り扱ったのであれば、残余マージンは、固有に間接費およびその他のインフラならびに発生した IT コストを含んでいるという概念と整合的ではないとのコメントがあった。残余マージンのアンロックングが割引率に関連して先に言及されたボラティリティの論点を解決するのに役立つのかという点について質問があったが、IASB のスタッフは、残余マージンは金融変数により生じたボラティリティに対応するための有効なツールであるとは考えていない、と回答をした。

加えて、残余マージンの償却が、予想される保険金および給付金の発生のタイミングに依拠する点や、FASB の複合マージンは保険料および支払保険金の算式に基づくという双方のマージンの償却方法に関する回答者の不満は、契約の経済性とは整合していない。このモデルにおいては、保険金や給付金の支払いまで多くの複合マージンの認識は遅れる。FASB のスタッフは、規定された算式の代わりに、保険契約に基づくインフローとアウトフローで加重する、もしくは、原則を基礎とするアプローチを適用することを望んでいる回答者もいれば、他には、最小限度のリスクが存在し、保険金支払の負担が保険契約の後期に生じるタイプのカバレッジについてのみ、複合マージンをカバレッジ期間にわたり償却すべきであるとする回答者もいる、と述べた。

アンバンドリング

スタッフは、アンバンドリングに関しては、アンバンドリング地域に依存したフィードバックとともに、多様な見解が回答されていることを、説明した。しかし、一般的に、多くのアンバンドリングのガイダンスは不明確であるとのコメントであった。2 月に、スタッフは、アンバンドリングについての検討を予定しているが、アンバンドリングに関する最終的な要件は、測定および表示を含む両審議会による他の決定に依拠することが予想される。

短期契約

スタッフは、多くの利用者を含む、多くの回答者は、短期契約に簡便法を適用する提案を支持している、と説明した。FASB の一名のメンバーは、簡便法の問題というよりは、FASB の観点からいえば、より大きな論点としては、測定と表示の双方において、一つのモデルに対して二つのアプローチへの変更を行うのかという点にある、と述べた。簡便法に関しては、適用する範囲についての原則を設定することを代替案として提案するとともに、多くの回答者は、厳密に 1 年の基準を適用することに反対をしている。IASB の公開草案における簡便法は、保険料の割引、保険事故発生前期間における利息の付与、不利な契約に関するテストにリスク調整を含む点、および、不利な契約テストを分割したレベルでのポートフォリオ単位で行うことなど、過度に技術的である、と述べた。多くの回答者は、簡便法は許容されるべきであり、要求されるべきではないと考えており、一部の多様な保険商品を引き受けている会社は、残り

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

の保険商品について適用されるビルディング・ブロック・アプローチとの整合性を有するために、簡便法を適用するか否かという選択が可能となる。

表示

多くの利用者を含む、多くの回答者は、要約マージンアプローチにおける情報が有用であると理解しているが、損益計算書における要約マージンアプローチのみによる表示の支持は限定的である。多くの作成者は、保険料、給付金および保険金支払およびその他の関連する経費を損益計算書上に開示したいと考えているし、また、利用者もこれらを見たいと考えている。利用者は将来の収益性を予測するには、新規の保険引受が重要な数字およびドライバーであると考えている。要約マージンアプローチについて少なくとも満足であると考えている利用者は、エンベディッド・バリューに詳しい生命保険会社を専門とするアナリストである。スタッフは、総額でのデータの開示を望む要求は、損害保険業の回答者だけではなく、およそ 70%~75%の生命保険業者も同じ考えを持っている、と述べた。

おそらく要約マージンアプローチへの嫌悪は、これが新しく、異なるアプローチであるからであり、必ずしもこのアプローチ自体が悪いとは限らないと IASB のスタッフは提案している。保険会社の損益計算書が他の業種と全く異なる場合には、実際の問題というよりもむしろ表示形式に精通していないために投資家を引き付けることは難しいであろうとアナリストが警告していることが述べられた。また、いくつかの保険者は、要約マージンアプローチの利用により Fortune 100 の会社としてはもはや認められなくなるであろうと考えている。

しかし、数名の IASB および FASB のメンバーは、要約マージンが負債の測定モデルに最も適合している説明をしながら、グロスアップアプローチの欠点を指摘した。審議会メンバーの一名の考えのように、グロスアップアプローチに戻ることは、例えば保険料や営業コストがない時には、保険料や営業コストの金額は、他の業界と比較可能性を有したいがための仮説を作成するようなものである。IASB のメンバーの一名は、信頼性に欠けるため、拡張マージンアプローチを議論の対象からはずした後、要約マージンアプローチに至ったことを、参加メンバーに思い出させた。FASB のスタッフは、損害率と経費率、保険料の金額および営業費を計算できるのならば、いくつかの回答者はプラグの金額があっても満足である、と述べた。

FASB の議長は、残りの論点の審議におけるアンカーとして役立つ論点を認識することを考えたか、質問を行った。彼女は、おそらく表示がアンカーとして役立つであろうと提案を行ったが、これは本末転倒のように感じるとして数名の FASB メンバーは反対した。代わりに、両審議会はすべての他の決定が従うべきアンカーとして測定モデルに集中することを提案した。開示の論点だけでは議論ができないことに言及し、そして、おそらく取引量に関する情報が財務諸表の上および開示の双方に提供されることを提案し、IASB の一名のメンバーは後者の見解に賛成した。他の IASB のメンバーの一名は、総額形式の表示を継続することが、両審議会を現在のモデルから有効的に引きもどすと提案した。

その他の論点

回答を受け取ったいくつかのその他の論点についての概要をまとめた要約が提供された。

再保険:再保険は、業界にとって重大な影響を及ぼすが、提案におけるガイダンスは限定的であった。追加的なガイダンスが必要であると、回答者が考えている論点は、リスクの移転は契約の当初においてのみ評価されるか、同時に適用される関連した契約についてどのように評価するのか、もしくは、評価自体を行うか、支払備金のポートフォリオ移転の会計、コミュニケーションおよび再保険預り金を伴う契約である。加えて、契約の当初認識における出資者による利益の認識、特に財務諸表の利用者と監督者においては、基礎となる保険契約と再保険契約との期間が異なる場合には、再保険契約をどのように評価するか(例えば、基礎となる保険契約に簡便法を適用している場合、再保険にも簡便法を適用すべきである)という懸念がある。スタッフは、再保険についてより時間を使用することに同意をした。2月の審議会から検討を開始することになるであろう。

認識:多くの保険者は、契約日もしくはリスクに初めて晒される日のいずれか早い日に、保険契約を認識することに反対である。これは、特に、健康保険のように登録対象者が未確定の契約に関しては、特に困難を伴う。利点がこの取り扱いを行うための業務上のコストよりも大きいのか、もしくは、例えば元受契約の保険契約が引き受けられる以前に再保険が認識される状況においても有用な情報であるか、という点に疑問を有している。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

契約の境界線: 保険者がリスクを再評価する権利と実務上の能力を有する時点で契約の境界線を設定することは、健康保険契約やある種の損害保険契約のように、保険料の設定に関する監督上の規制が存在する場合に、論点が存在する。この要件は、潜在的に契約期間を超えて契約を延長させる可能性がある。そして、見積りが特に困難である長期のキャッシュ・フローの予想を必要とする。

移行措置: IASB は、スタッフの提案を受け入れなかった過ちについて認めた。

一般的に、業界はその見解を統一していないとの説明がされた。割引率の疑問点に関しては、利用者は損益計算書における経済的なミスマッチについて見たいと考えているが、作成者は会計上のミスマッチについて懸念を表わしている。見解は世界中の異なる商品により動機づけられているが、多くの論点は世界において共通であると説明がされた。IASB のメンバーの一名が、異なる二つのモデルについて検討すべきかではないかという点について質問を行った。しかし、他のメンバーが、最初に論点を検討すべきではないかと示唆した。

割引計算に関する教育セッション

公開草案への回答者が、割引率は両審議会が検討を行うべき重要な論点であることを認識しているため、両審議会は割引に関する教育セッションを開催した。両審議会は、割引率についての三つの代替的な提案を発表する外部のスピーカーを会議に招待した。プレゼンテーション資料の詳細は、IASB のウェブサイトですべて入手可能である。

Economic Default Adjusted Rate

Rob Esson 氏は、現在、National Association of Insurance Commissioners (以下「NAIC」とする) で開発中の Economic Default Adjusted Rate (以下「EDAR」とする) を適用した割引率に関して、プレゼンテーションを行った。二名の IASB のメンバーが EDAR を決定するための開始地点はどこであるか、質問を行った。Rob Esson 氏は、この方法は、基礎となる保険契約負債とは関係のない、リスク要因で調整した資産の収益から始まる、と説明した。彼は、米国の法定会計に対する提案である現在の EDAR の適用は、IAS 第 19 号の要件 (高品質の社債) に基づいて決定される割引率よりも低い割引率をもたらす、と説明した。彼は、この方法は、短期の市場のボラティリティやリスクのために、割引率を、即時に、すべて調整するのではなく、直近の市場レートと歴史的な長期の運用利回りとの間を平準化する要素を含んでいることを説明した。彼は、この方法は、高品質の資産もしくは高リスクの資産のいずれかによって決定される究極の割引率は、開始時点において一貫するように、予想デフォルト率を調整すべきである、と述べた。さらに、彼は予想運用利回りを調整するために、個々の保有している資産に求められている要素 (各資産についての投資費用、各資産についてのオプション調整のスプレッド、加重平均期間、承認された料率、資金に対する直近のスプレッドおよび資金に対する歴史的なスプレッド) を説明した。この EDAR は投資費用、クレジット・デフォルト・スプレッドおよび資産および負債のミスマッチから生じるリスクについては除いている。

例えば、どのように資産と負債のミスマッチのリスクを相殺する要件を将来の基準に含めるのか、一名の IASB のメンバーが質問をした (EDAR がおよそ 80 ページに及ぶガイダンスによりサポートされていることは理解している)。彼は、さらに、これは利用者にとって透明性がない、特に EDAR の方法論におけるスミージングメカニズム (平衡化機能) と言われている、ブラックボックスアプローチをもたらすのではないかという質問を行った。Rob Esson 氏は、資産・負債のミスマッチに関しては、さらなる検討が必要である、と説明した。彼は、米国は相当に長期のイールドカーブを保有しているが、これは世界的なケースではないことを説明した。

IASB の一名のメンバーは、クレジット・デフォルトのスプレッドが割引率に対する最大の調整であると言明した。そして、信用から生じる損失の確率と大きさを、提案がどのように区分するのかという質問を行った。Rob Esson 氏は、EDAR は、歴史的な倒産データを使用し、そして、また、4 年間の平準化した直近の市場の動向を含んでいる、と回答をした。彼は、このアプローチは、不利な死亡率の実績が完全に計算仮定の調整をしない場合においても、観察可能な傾向に信頼性がない場合には、保険契約の公開草案における他の提案と非整合的ではない、と説明した。

IASB のメンバーは主張した。回答者は、いくつかの信用力に関する要素 (市場における信用スプレッド) が割引率に含まれるべきであるとしていることを説明した。彼は、両審議会が割引率の目的を変更したらこれを EDAR に組込むことができるかという質問を行った。Rob Esson 氏は、信用スプレッドに含まれている異なる要素の区別は困難であるとした。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

FASB のメンバーは、EDAR は変動利率であるか、そして、もし保険負債の裏付けとなる資産を資金から不動産に変更した場合に、負債の測定にどのような影響が生じるか確認を求めた。Rob Esson 氏は、利率は変動利率であり、資金から不動産への変更は保険契約負債を減少させる、と回答をした。

Deloitte proposals

Francesco Nagari 氏と Andrew Smith 氏は、両審議会に対して Deloitte の提案を説明した。彼らは、割引率は、保険契約が測定される際の予想キャッシュ・フローに対応して構築される参照資産ポートフォリオに由来すると考えている。割引率は、資産の予想貸倒損失を調整した資産運用利回りにより参照資産ポートフォリオから決定される。彼らは、これは、現在、IFRS 第 9 号償却原価と減損の提案と同じ方法である。キャッシュ・フローの性質に対応した商品の市場金利を適用し現在の時間価値を測定し、保険契約の性質に関係のない市場レートの性質を除く、と述べた。この方法の利点は、流動性調整の決定という問題点の排除にあり、IFRS 第 9 号の考え方に整合し、保険契約と対応するために保有している実際の資産とは中立的である。彼らは、この提案は、保険者が事業を展開している地域における良品の資産を必要とすると説明し、そして、保険者がその資産を公正価値で評価し、その変動を損益で認識する場合によく機能し、そして相当程度、マッチングが達成される、と述べた。リスクフリー金利と予想される債券利回りの差異を構成する要素は、不履行リスク、流動性リスク、経費リスクおよび非予想残余が含まれる。予想される債券利回りと、総額の債券満期利回りととの差異を構成する要素は、予想貸倒損失・強制売却による非流動性および経営陣マネジメント経費である。すべての要素を決定することは困難ではあるが、予想貸倒損失の調整を提案している。これは期待貸倒損失を調整せず、そして、彼らは、一つの資産に依拠することが求められている IAS 第 19 号の考え方も異なる、と述べた。その方法は実際に保有していない債券の使用を可能とし、割引率の決定において使用する債券の範囲を拡大する。

IASB のメンバーの一名が、この方法論は、社債が発行されていない国もしくはある発展途上国においてどのように機能するのか質問を行った。彼らは、保険者は、IAS 第 19 号と整合性のある方法を適用および国債を使用することも可能である、と回答を行った。FASB の一名のメンバーが、この提案は負債に対応する期間の債券が利用可能でない長期の負債に対して機能するのかという質問を行なった。彼らは、適切なデュレーションの期待運用利回りを補外法で見積ることも可能であるし、長期の商品の期待運用利回りを決定するためにデリバティブを参照することも可能である、と回答をした。

IASB のメンバーの一名が、良品の金融資産が何を指すのか、そして、異なる国では異なる割引率が参照されるのかという質問を行った。彼らは、この提案は、異なる割引率をもたらすが、事業を展開する特定の地域の経済の実勢を反映している、と回答をした。さらに、IASB のメンバーは、保険者は、割引率を決定するために通貨スワップを利用して、外貨建商品を参照することができるのかという質問を行った。彼らは、このように長期の通貨スワップは利用できないし、保険契約のデュレーションのために、ローカル通貨の割引率を導くことは可能ではない、と回答をした。

FASB のメンバーの一名は、この提案の利点は、保険契約負債のキャッシュ・フローの性質を把握する点にある、と述べた。他の FASB のメンバーは、参照するポートフォリオを決定しなければならない利点について質問を行った。彼らは、ある地域においては、この提案はすでになされているし、そして、保険料率を決定するアクチュアリーはすでに同様の方法を保険契約の料率を決定するために適用している、と回答をした。

Canadian approach

Eckler Ltd 社の Nick Bauer 氏がカナダでの実務に基づいて、資産にリンクした割引率を適用する方法について、彼のプレゼンテーション資料による説明を行った。かれは、この方法は、現在、生命保険に主に適用されているが、損害保険においても適用は可能である、と述べた。この方法によれば、保険者は最初に保険契約の予想平均キャッシュ・フロー（キャッシュ・アウトフローからキャッシュ・インフローを控除する）を予測する。そして、その不確実性を調整する（リスク調整に類似している）。保険者は、次に保険契約負債の裏付けとなる資産を確定し、そして契約上で約束された負債証券のキャッシュ・フローから予想信用損失を控除し、株式の予想利回りと不動産の予想利回りを利用して最善の見積りによるキャッシュ・フローを予測する。予想利回りは、資産に関連するリスクを排除するために予想外の信用損失と予想外の減損／価値の損失を控除する。再投資リスクは、保険者が低リスクのアセットに移行するという仮定を考慮する。保険者は十分であるが過度ではない、すべての保険契約が履行された場合には、最終的な資本はゼロとなるような測定のシナリオを選択する（概念的には CTE が 60%から 80%の間である）。保険契約負債の貸借対照表上の価額は、これら裏付け資産の価値であり、公正価値か、もしくは償却原価のどちらかで測定される。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

IASB のメンバーの一名が、なぜこの提案が償却原価においても公正価値測定においても機能するのか、質問をした。加えて、これら三つのすべてのプレゼンテーションは割引率の決定におけるトップダウン・アプローチを提案する何か特別な理由があるのか、質問を行った。Nick Bauer 氏は、資産と負債のキャッシュ・フローは同じであり、そして、保険契約負債は資産に適用される測定と等しく設定される、と回答をした。彼は、更に、公開草案において提案されている流動性への調整をどのように決定するかについては、限定的な学術的実績があるだけであり、トップダウン・アプローチの提案の理由のとおり、リスクフリー金利はすべての地域において常に観察可能ではない、と回答をした。公開草案においてすでにボトムアップ・アプローチが提案されている。そして、それゆえ代替的なトップダウン・アプローチを提案した回答者を両審議会へのプレゼンテーションを行うために招待した、とスタッフは説明した。

IASB のメンバーの一名は、将来の会計基準の範囲は、保険契約を発行する保険会社以外の会社を含むことに言及した。そして、保険負債の裏付けとなる資産を保有しない保険会社以外の会社に提案された方法論を、どのように適用するのかという質問をした。Nick Bauer 氏は、将来のオペレーティング・キャッシュ・フローは、資産として考えることができるが、この方法論はそのような状況で適用されていない、と回答をした。

FASB のメンバーの一名が、両審議会は、トップダウン・アプローチかボトムアップ・アプローチかの見解を定めるべきか、または、両審議会は、特定の方法論によるのではなく、割引率(負債の性質)を決定する原則を設定すべきか質問を行った。Nick Bauer 氏は、他の業種、例えば石油業においてリザーブを決定することは求められているが、リザーブの金額を決定するための正確な方法は必須ではない、と回答をした。彼は、同様の原則が保険者にも適用すべきであるが、多くはトップダウン・アプローチを適用するであろう、と回答をした。Andrew Smith 氏は、両審議会は、彼らのプレゼンテーションのように、債券のどのスプレッドの要素が含まれているのか、または、含まれていないのかについて明確に表すべきであるが、割引率を算出する方法論は必須ではない、と述べた。

Rob Esson 氏は、説明された三つの方法についての共通性について強調した。IASB のメンバーの一名は、IASB のスタッフが、三人の説明者に事実を与えて、彼らにこれらの提案を適用して割引率を独立して計算してもらうことを依頼することを提案した。

FASB のメンバー一名が、両審議会は、リースの公開草案における提案と、保険契約の提案の整合性を考慮すべきではないかという質問を行った。特に、リースの提案が「リースに内在する利率」を使用していることから、「保険契約に内在する利率」を適用することができないか両審議会が考慮することを求めた。しかし、ロックイン・アプローチが提案されているリース契約とは異なり、各報告期間末において、開始価値の概念を適用し、割引率は更新される。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座8丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.